

## 8/27、原子力規制庁へ要請しました

開催日:8月27日(火)  
出席者:原子力規制部原子力規制企画課 後藤統括係長

### 【テーマ】

- ・安全性が確認された原子力発電の活用促進
- ・原子力、火力発電のサプライチェーンを維持&強化



現状の原発再稼働審査が長期化しているのは、自然ハザードの審査のためだよ。**原子力規制委員会には引き続き審査プロセスの円滑化をお願いしたよ。**



金属労協の仲間や浅野議員と一緒にお願いしたよ。



衆議院議員 浅野氏

2023年の脱炭素推進法の中で、原子力基本法の改正もあったが、原子力規制庁の今後の業務や認識にどのような影響があったか伺いたい。

明文化されていないが、スケジュール感は意識され始めた感覚がある。具体的には、今までの審査は、原子力規制庁がどれくらいの期間で、どれほどの人員を投入し、いつ審査のプロセスが終了するのかを意識してこなかった。



原子力規制庁 後藤氏

## 9/2、組織討議に向けた社会保険制度の説明会を開催

連合は、2025年年金制度改革に向けた関係審議会での議論に向けて、「働き方などに中立的な社会保険制度(全被用者への被用者保険の完全適用、第3号被保険者制度廃止)に対する連合の考え方(案)」について、組織討議を行うこととしました。電機連合ではこの組織討議にあたり、9/2(月)に説明会を開催し、あわせて連合(案)に対する電機連合の受け止め(案)を示しました。

### 9/2 社会保険制度の説明会を開催しました



連合 生活福祉局 本多氏

説明会の様子は、YOU・I ネット(会員サイト)に掲載しています  
→ [詳細はこちら](#)

#### 【連合の基本的な考え方(案)】

- ・すべての被用者に被用者保険を適用する
- ・第3号被保険者制度は段階的に廃止する

#### 【電機連合の受け止め(案)】

電機連合は、連合の基本的な考え方(案)について賛同します。ただし、経過措置などの各論については慎重な検討を求めます。

### 被用者保険の完全適用とは

従業員が5人未満の個人事業所や農林漁業、サービス業、そして短時間で働く人など、厚生年金保険が適用されない人が多くいます。これらの方々を含む、労働者全員に被用者保険の適用を目指すという考え方です。

#### 【短時間労働者の社会保険への適用要件】

- ① 労働時間が週20時間以上
- ② 月額賃金8万8,000円以上(年収106万円)
- ③ 雇用期間2か月超の見込み
- ④ 従業員が50人超の企業など  
(50人以下でも労使の合意があれば加入可能)
- ⑤ 学生でないこと

### 第3号被保険者とは

20歳以上60歳未満で、会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者のことです。



第3号被保険者は保険料を自分で納付する必要はありません。フルタイムの共働き夫婦や独身者を含めた厚生年金の加入者全体で負担しています。

以前の企業規模要件は、100人規模以上の企業が対象だったけれど、2024年10月から51人規模以上に広がるよ。



### 第3号被保険者制度の課題点

- ・「年収の壁」を意識した就業調整
- ・自営業者や学生等、保険料納付者との公平性など

連合案に対し、加盟組合からいただいた意見集約内容は、YOU・I ネット(会員サイト)に掲載しています。  
→ [詳細はこちら](#)



厚生労働省は社会保険の適用拡大を進めているけれども、今もなお、900万人以上の労働者が社会保険の適用対象外となっているよ。